

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要について

令和 7 年 2 月
福祉部生活福祉課

1 改正の趣旨

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）第 4 条の規定により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

社会福祉法第 68 条の 2 の規定により、無料低額宿泊事業を行う者は、事業の開始の際に、都道府県知事（川越市においては、川越市長）に所定の事項を届け出ることが義務付けられていますが、一部改正法において、当該届出義務に違反して事業を行う者に対する罰則の規定が新たに創設されることとなりました。

川越市では、「川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定し、社会福祉法による無料低額宿泊事業に係る規定が適用されない類似の事業（被保護者等住居・生活サービス事業）を行う者に対しても、無料低額宿泊事業と同水準の規制を行っています。

このため、一部改正法の施行に鑑み、被保護者等住居・生活サービス事業を行う者に対しても、事業の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇の改善及び自立の支援を図る必要があると考え、届出義務に違反した場合の罰則の規定を新たに創設するため、川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を行うものです。

2 主な改正の内容

(1) 被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の届出に係る届出義務違反等に対する罰則規定の創設

社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人以外の事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始に際して、事前届出をしない者や虚偽の届出をした者に対して、30 万円以下の罰金に処することとします。

(2) その他

事業の停止等の対象となる事業者を明確にするための規定の改正を行います。（条例第 38 条関係）

3 施行日

令和7年10月1日（予定）

※今後の検討状況により、施行日が変更となる場合があります。